

全ト協取次事業

(公益社団法人全日本トラック協会) 令和7年度若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業 実施要領

令和7年4月18日
一般社団法人東京都トラック協会

一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益社団法人全日本トラック協会が定める「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成金交付要綱」に基づき、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）が新たに運転者として採用した若年ドライバー等の特例教習の受講、準中型免許の取得に関し、下記のとおり取次事業として実施する。

また、今年度から外免切替講習の受講も対象とする。

1. 事業の趣旨

トラックドライバーの高齢化が進行し、トラックドライバー不足の状況が続いている状況に鑑み、若年ドライバー・外国人ドライバー（以下「若年ドライバー等」という。）の採用を支援するため、会員事業者が新たに運転者として採用した若年ドライバー等の特例教習の受講、準中型免許取得、外免切替講習の受講について支援を行う。

2. 実施期間

令和7年4月18日～令和8年2月28日

※上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

3. 助成対象者

会員事業者に在籍するトラック運転者であり、下記①～④の全ての要件を満たす場合に限り、特例教習の受講、準中型免許取得のために指定自動車教習所等にかかる費用を、会員事業者に対する助成金の交付対象とする。

- ① 会員事業者が、令和6年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
 - ② 当該運転者が、平成元年6月2日以降の生まれであること。
 - ③ 当該運転者が、令和6年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して特例教習を受講修了または準中型免許を取得し、その費用の全額を当該会員事業者が負担していること。
 - ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業者に在籍し、運転者として従事していること。
- ※高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和6年度中）に上記準中型免許を取得した場合も対象とする。

会員事業者に在籍するトラック運転者であり、下記①～④の全ての要件を満たす場合に限り、外免切替講習の受講のために指定自動車教習所等にかかる費用を、会員事業者に対する助成金の交付対象とする。

- ① 当該運転者が、自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）に合格していること。
- ② 当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。
- ③ 当該運転者が、令和6年4月1日以降に、受講し、外免切替（普通免許又は準中型免許）における技能確認・知識確認に合格していること。
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業者に在籍し、運転者として従事していること。

4. 助成額

(1) 特例教習受講費用の1/3（上限100,000円）

(2) ①準中型免許の取得（新規に準中型免許を取得した者及び普通免許取得後に取得した者） 40,000円を上限

②5トン限定準中型免許の限定解除 25,000円を上限

(3) 外免切替講習受講費用の1/2（上限40,000円）

1事業者あたり合計で300,000円を上限とする。

※ドライバーが個人で受講もしくは取得費用を支払った場合は、助成金を交付しない。
※指定自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場でかかる費用等は対象外とする。
※本助成制度は、東ト協が実施する「女性ドライバー免許取得助成」「男性ドライバー免許取得助成」、国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用を可能とする。ただし、事業者が、同一の特例教習の受講・免許の取得に係る費用について複数の助成制度等を併用する場合でも、交付を受ける助成金等の合計額が事業者の負担額を上回るときは、助成金交付額を減額する。

5. 提出書類

- ① 「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成申請書（請求書）」（様式1）
- ② 「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成金交付対象者一覧」（様式1 別添）
- ③ 指定自動車教習所等から会員事業者宛の領収書（会社負担分）（写）
※準中型免許の取得または5トン限定解除による取得に係るものであることが判別できない場合には、別途明細書等を付すこと
- ④ 当該運転者の健康保険証、または雇用保険被保険者証（写）
※健康保険証の場合は、必ず被保険者等記号・番号・保険者番号の3か所を塗りつぶすこと
- ⑤ 当該運転者の受講修了証（写）または運転免許証（両面）（写）
※運転者がマイナ免許証のみを保有する場合は、マイナポータルにログインまたは「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して、免許情報を印刷したものを提出すること。
- ⑥ 助成金申請時に当該事業者の運転者として従事していることを確認できるもの
※申請直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳のいずれか1点（写）

外免切替講習受講の場合は追加で下記2点を提出すること。

- ⑦ 特定技能1号評価試験（トラック）合格証明書（写）
- ⑧ 在留カード、または在留資格認定証明書（写）

以 上